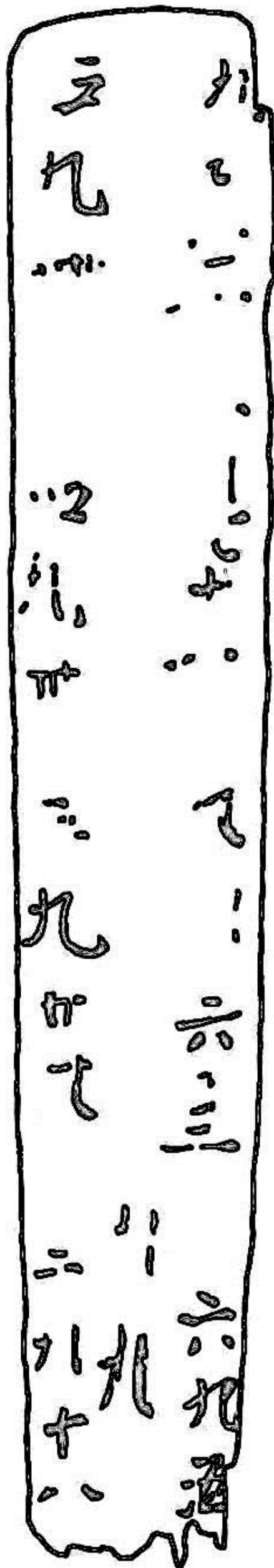




①



②

0

5cm

①

一五・「符 更科郡司等 可」  
 [致]

(313) × (34) × 4 019(1FFa) 追・ヒノキ属  
 SD7035 10 G

二片からなる。上端はキリ。下端は二次的なキリ・オリ。長い断片の右側面は二次的なサキ、左側面はキリの可能性が高い。復原想定幅約五センチメートル。表ハギトリ。裏は文字を消すためのカットグラス。  
 信濃国司が更科郡司等に対して発給した国符。本木簡は国符に木簡を使用した初例。命令内容は不明。屋代遺跡群の地は埴科郡に属すが、宛所は更科郡司等となっている。この点については、『延喜式』の郡名記載順のように、更科郡から水内・高井・埴科の各郡へと通送され、埴科郡家なしその関連施設で廃棄されたものと想定される。物部は信濃国では正倉院宝物の天平勝宝四年(七五二)一〇月白布墨書銘に「物部東人」とみえ、高井・佐久両郡に分布する。裏面は本来の木簡の面を削り習書。

②

八一・  
 「九く」 [八十] [八九] [三二] [七九]  
 □□□□ 一 □□□□ 七十 □□□□ 六十三 六九五  
 [九] [九]  
 □九卅 四九卅 三九廿七 二九十八

(335) × 55 × 5 019(100Z) 板 I・ヒノキ属  
 SD8028 4層 27 G

上端は側面ケズリ。下端は欠損。表調整法不明。裏は無調整。  
 表には九九の九の段が、九九八十一から始まって二九十八まで記される。裏には同様に八の段が記される。内容から判断して下端の欠損はわずかであると考えられる。